

社会福祉法人愛信芳主会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛信芳主会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）へ出席する場合、職務遂行の費用弁償として、1日当たり3,000円を支給する。

ただし、役員で施設長等職員としての立場を有する者に対しては支給しない。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務遂行の費用弁償として、1日当たり3,000円を支給する。
- 3 交通費の実費が前各項の費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を支払うことができる。
- 4 役員等が、法人業務のため出張する場合は、職員出張旅費基準に準じて旅費を支給することができる。
- 5 その他役員等がその職務遂行に必要な経費について実費を原則として支給できる。

(費用の支給方法)

第5条 出席費用は、当該会議に出席した都度、現金をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む

ことができる。

- 2 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公 表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月19日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。